資料１

加須市行政経営懇話会委員について

１　行政経営懇話会とは

行政経営懇話会は、市が「行政経営プラン」を行政の視点からだけではなく、市民の立場と経営の視点から作成し、推進するために設置した組織です。

「行政経営プラン」とは、厳しい社会経済情勢や市民ニーズが多様化する中で、市民との協働による真に自立した自治体経営を実現することを目的に、自立に向けた具体的取組などを盛り込んだ計画です。

なお、プランは、第１次行政経営プラン（計画期間：平成２３年度から平成２７年度まで）、第２次行政経営プラン（計画期間：平成２８年度から令和２年度まで）を策定し、令和３年３月には第２次行政経営プランを継承しつつ、ＩＣＴなどのデジタル技術を活用した新しい自治体経営の手法を取り入れるなど、行財政改革の取組をより一層推進するため、第３次行政経営プラン（計画期間：令和３年度から令和７年度まで）を策定しています。

２　懇話会の構成

市内公共的団体などの構成員や学識経験者、民間企業の経営者など、１８人の委員で構成しています。委員の任期は２年（R2.8.27～R4.8.26）となります。

なお、任期途中から委員になられる方の任期は、前任者の残任期間となります。

３　委員の役割

委員の皆様には、会議に御参加いただき、行政経営プランの取組状況などについて御意見や御提言を頂戴いたします。

なお、令和３年度の会議は、令和２年度取組結果の報告のため、１回開催させていただく予定です。

また、会議に御出席いただいた場合は、謝礼として委員１人につき 3,000 円の謝金をお支払いさせていただきます。

加須市行政経営懇話会設置要綱

（平成２２年７月１４日市長決裁）

（設置）

第１条　市民の視点と民間経営の視点から、加須市行政経営プランを策定し、及び推進するため、加須市行政経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、加須市行政経営プランの策定及び実施状況等に係る加須市行政経営本部の報告に対して意見、提言等を行う。

（構成）

第３条　懇話会は、委員 18 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市内の公共的団体等の代表者

(2)　民間企業、民間団体等の代表者

(3)　知識経験を有する者

(4)　市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第４条　懇話会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　懇話会は、会長が招集し、議長となる。

２　懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、総合政策部業務改善課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１５日から施行する。

～　略　～